

# 全国消防救助技術大会実施要領 質 疑 応 答 集

全国消防救助技術大会研究会専門部会

## 目 次

- 1 . 『第 1 総則』 に関する こと . . . . . P 1
- 2 . 『第 2 服装及び用具』 に関する こと . . . . . P 2
- 3 . 『第 3 審査上の統一事項』 に関する こと . . . . . P 7
- 4 . 『第 4 要領』 に関する こと . . . . . P17
- 5 . その他 . . . . . P34

平成 1 8 年 4 月 1 日 初版発行  
平成 2 0 年 3 月 1 2 日 第 2 版発行

## 『第1 総則』に関すること

【質問 1 - 1】

実施要領に記載されている審査員の任務ですが、任務の遂行上、審査員に安全管理員としての任務付与を明記して欲しいと思うのですがどうでしょうか。

【回答 1 - 1】

実施要領の記載には「審査員は、隊員の行動等が安全性に欠け、危険があると認められた場合は、停止させ、必要な指示を与えなければならない。」とあります。これは「審査員は安全管理員の任務を兼ねる」と読めるものと理解してください。

## 『第2 服装及び用具』に関すること

【質問2 - 1】

第35回全国消防救助技術大会から持ち込み用具の審査が厳しくなり、実施要領にも審判員による点検が明記されました。

一方で、実施要領や過去の質疑応答には「通常の救助活動に着用している」や「各消防本部で使用している」という表現で容認している服装及び用具があります。判別が難しいと思うのですが。

【回答2 - 1】

「通常の救助活動に着用している」や「各消防本部で使用している」という表現が指すものは、『わが国の消防の現場で通常使われているもの』を指し、実際にその本部で着用しているかどうか、使用しているかどうかを厳密に指しているものではないと理解してください。

審判員は財団法人全国消防協会各理事（主に政令市消防局長）の推薦を受け、同協会会長から委嘱を受けたメンバーです。その審判員が複数集まって現物を確認し、明らかに通常、わが国の消防の現場で使われているものとは異なると判断したものは、99パーセント間違いないと考えています。過去の記録には、救助服の精巧な改造、救助服の中への異物の仕込み、資器材の不正な改造等があり、これらは場合によっては大事故につながることも予想されます。事故防止の観点からも審判員は毅然と指導します。もしそれでも、指摘された隊員が「審判員の判断は間違いで、消防本部において通常使われている」と主張するのであれば、財団法人全国消防協会事務局において徹底的に調査させていただきます。

また、複数の審判員が見て明らかであるものは、会場に集まった多数の救助隊員の目にも明らかでしょう。全国大会は模範となる職員の育成の場であるとともに、救助隊員相互の全国的な情報交換の場でもあります。そんな場所で、隊員が周囲の隊員から信用を得られなかったり、恥をかくことのないよう、指導者の方は日頃から適正な資器材の適正な使用をしっかりと指導してください。

一方、消防本部独自で資器材を改良または開発し、正規に導入しているものは、新しい規定により大会での使用の道が開かれました。使用が許可されれば、その資器材の内容と消防本部名が公開されますので、消防本部の絶好のPRになることと思います。

【質問2 - 2】

空気呼吸器のバンドについて、実施要領には「バンドの余長部分にマジックテープ、遊環等を設け余長部分のぶらつきを防止する構造で、バンドの調整に支障のない仕様のもの及びバンドと同材質又は布によるバンド通し等の補修は「固定する等の加工」とはみなさない。」と書かれてあるが、最初からマジックテープが付いていないものに後から取り付けて使用したり、遊環を1ヶ所に複数使用して良いのでしょうか。また、バンドの余長の長さは何cmでも良いのか。

【回答2 - 2】

空気呼吸器のバンドへマジックテープを後付けすることは構いません。

しかし、遊環を複数取り付けることについては、バンドの締め付け困難になる部分があります。これは、本来の使用の趣旨から外れると考えられるため認められません。

各消防本部において空気呼吸器は恐らく、個人貸与品ではないと思いますので、使用する隊員の体型によってバンドの余長を事前に調節しないといけません。指導者の方はバンドの締め付けの確認と余長の処理の本来的な扱いについて指導してください。

バンドの余長については、「約10センチメートルの余長」と明記されているので、関係記載箇所を確認してください。

【質問2 - 3】

全国大会で、当消防本部のローブ応用登山隊員のヘルメットについて、「着装体（ハンモック、ヘッドバンド及び環ひも）がない」と指摘されました。実施要領中には「特に工夫、加工等していない、通常の救助活動に着用している次の服装とし、救助者、補助者及び要救助者の全員が同一仕様のものを着用」とあるのみです。もし、保安帽についての仕様要件があれば、文中に但し書き若しくは救助用ヘルメット等の明記が必要であると思いますがどうでしょうか。

【回答2 - 3】

確かに、実施要領には「通常の救助活動に着用している次の服装」とされています。

しかしながら、この記載は「労働省告示（保護帽検定規格）を満たしたものを各消防本部が導入している」という前提に立って書かれています。保安帽は元来、危険作業に従事する隊員の頭部を、物体の飛来、落下、墜落危険等から保護しようとするものです。その観点から、大会会場において審判員等が指摘したものと思われます。

全国消防救助技術大会は訓練を披露する場だけではなく、全国の消防本部との情報交換の場でもあります。保安帽の装着帯の有無についての他本部の状況を把握された上で、今後どのような指導を隊員に行っていくかをご判断いただきたいと思います。

## 過去の疑義と回答

### 【第28回大会】

#### 【疑義】

空気呼吸器について、今年度購入した空気呼吸器の面体には首掛けひもがなく、圧力調整器に取付専用の面体つり具に、面体の吸気管取付部をはめ込む形式となっている。

- 1 この面体を使用してよいか。
- 2 使用してよい場合、面体装着時、首掛けひもを首に掛けるジェスチャーは必要か。また、面体離脱時、専用金具に取付けることでよいか。

#### 【回答】

- 1 使用することは可能である。
- 2 前段：ジェスチャーは必要ない。

後段：お見込みのとおり。なお、専用の面体つり具が破損等した場合は、実施要領 P15 イ面体保護（イ）に準ずるものと解釈されたい。

（注）実施要領 P51 イ面体保護（イ）の内容は以下のとおり。

- (イ) 首かけひもが切れた場合は、次のいずれかによるものとする。
  - a 腕に通す。
  - b ポンベ上部又は圧力計に掛ける。

**【参考】過去の疑義回答の経緯**

**【第33回大会】**

**【疑義】**

用具>水難救助用具>フィン

固定するための調整機能がなく、かかとが露出しているものは、ブーツ式、ストラップ式どちらのタイプでとらえるのか。

また、最近、上記のタイプで足底部がかかと付近まで補強されているものが見受けられるが、この場合、長さはどこを起点にフィン先端まで計測すればよいか。

**【回答】**

前段：ストラップ式としてとらえる。

後段：補強されている部分の最もかかと側からフィン先端までの長さとする。

**【注意】**

内容が変更され、現在の実施要領に記載されている。

### **『第3 審査上の統一事項』に関すること**

【質問3 - 1】

審査員の合図に赤旗と警笛の二つを含むものがありますが、これは同時に合図されるのですか。またいずれか一方が先であるとすれば、その逆に出された場合はどうなりますか。

【回答3 - 1】

審査員の合図は本来、隊員が一定の行動を完了させたこと等について、審査員が確認したことを表す意思表示の手段です。したがって、2つの手段のいずれが先になるのか、同時なのかは本来の意味を持ちません。

審査員が二つの合図を行うことには緊急事態への対処の意味も含まれます。稀に、唾液が詰まり笛が鳴らなかった、審査員が搭上から旗を塔下に落としてしまったというようなことが考えられるからです。

このような場合には、合図が意思確認の手段であるということに立ち返って、赤旗か警笛かのいずれか一方のみで合図する、赤旗であれば手振り等で代用する、警笛であれば声等で代用するなど、緊急の手段で代用されることを想定しておいてください。

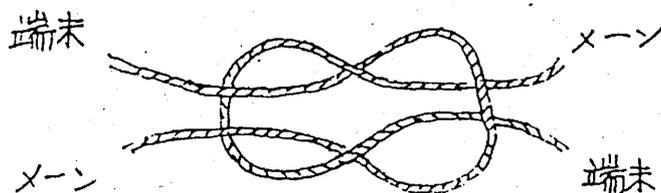
指導者の方はこれらの合図に関する意味について隊員に指導していただき、「合図がわかりにくく、次の行動に移れなかった。」等の杓子定規な事態が発生しないようにしてください。

## 過去の疑義と回答

## 【第20回大会】

## 【疑義】

下図のロープ結索は「本結び」と認められるか。



## 【回答】

認めない。

## 【第25回大会】

## 【疑義】

空気呼吸器について、空気呼吸器のそく止弁が「開」の状態、残圧不足により警報ベルが鳴動した場合は減点となるのか。

## 【回答】

実施要領どおり、そく止弁開放後からゴールまでの間に、僅かでも警報ベルが鳴動（空気漏れによる修復の場合を除く）したときは、「呼吸器着装要領が不適であったとき」に該当する。

また、警報ベルが連続的に鳴動したときは、審査要員が停止させ必要な指示を与えることになる。

なお、面体を着装し行動途中の残圧不足は、直ちに退避する必要があり、訓練続行不可能と判断する。（審判長からの中止命令の要素である。）

## 【第33回大会】

## 【疑義】

用具の取扱等のロープの取り扱いについて、「結索箇所は結索及び結索を解くとき以外、手でつかんで行動してはならない。ただし、実施要領で定めのあるもの、事前設定されているもの及びカラビナの付け外し時は除く。」とあるが、施設に付随されてあるロープ（自己確保等）は事前設定と解するが、命綱も事前設定ロープと考えて結策箇所を持って行動してよいか。

## 【回答】

認めない。「事前設定されているもの」は施設に付随されてあるロープを指し、事前準備されたもの（命綱等）は含まない。

**【参考】過去の疑義回答の経緯**

**【第20回大会】**

<p><b>【疑義】</b> 「胸バンドのない空気呼吸器（ドレーゲル社）」の取り扱いについて</p>
<p><b>【回答】</b> 背負いハーネスのガイド金具（金具を引くことで胸バンドを施したのと同等の効果がある）を引かなかった場合は、実施要領の測定及び採点基準の「胸バンド、腰バンドの止め金具をしなかった」項目に該当するものとする。</p>
<p><b>【注意】</b> 現在の実施要領には記載されています。</p>

**【第20回大会】**

<p><b>【疑義】</b> 「空気呼吸器の吸気管が高・中圧導管である場合の面体密着度の確認」について</p>
<p><b>【回答】</b> 空気呼吸器の種別（陽圧式又は陰圧式及び吸気管の高・中圧導管又はじゃ管）にとらわれず必ず実施するものとする。ただし、導管の場合の確認は各消防本部で実施している方法とする。</p>
<p><b>【注意】</b> 現在の実施要領には記載されています。</p>

**【第20回大会】**

<p><b>【疑義】</b> 空気呼吸器の首かけひもに関する事項 (1)首かけひもの長さ、材質についてはどのような物を使用してもよいか。 (2)首かけひもの取り付け金具と面体をテープ、ひも、針金等で固定してもよいか。 (3)空気呼吸器の装着時及び装着後において、首かけひもが面体の中又は、保安帽の中へ入った場合は減点となるか。</p>
<p><b>【回答】</b> (1)空気呼吸器購入時の付属品のもので、各消防本部で使用しているものとする。 (2)認めない。 (3)次の採点基準を準用し、減点する。 首かけひもが面体の中に入った場合 「障害突破」 要領 P18(7)ク、「ほふく救出」要領 P29(3)ク 「引揚救助」 要領 P34(3)ク 首かけひもが保安帽の中に入った場合 「障害突破」 要領 P18(7)オ、「ほふく救出」要領 P29(3)オ 「引揚救助」 要領 P34(3)オ</p>
<p><b>【注意】</b> (1)、(2)は現在の実施要領には記載されています。 (3)については、現在の実施要領では「呼吸器装着要領が不適であったとき」に含まれていません。</p>

【第20回大会実施要領】障害突破

別紙5の5 障害突破	実施内容	施設及び用具	測定及び採点基準等	安全管理等
<p>別紙5の5 障害突破</p>	<p>では、両足が停止線内に入っている状態をいい、下部停止線にあっては、片足又は両足が停止線内に入っていることをいう。 (注3) 着地とは両足又は片足のいずれかがマット上につけばよい。 (ウ) 懸垂ロープは設定したままとする。 オ 濃煙通過 煙道の入口に準備された呼吸器を着装し、2人1組で、次により通過する。なお、ボンベ、保護棒等を入口に接触させないよう進入する。(注1、2) (ア) 第1通過者及び最終通過者は、自ら誘導ロープの端を腰部にもやい結びと半結びで結着し手をあげて「結着よし」と合図する。 (イ) 第1通過者は、第2通過者の「結着よし」の合図を確認した後、煙道に進入する。 (ウ) 第2通過者は、第1通過者の後方約3メートルの位置で誘導ロープに命綱のカラビナを結着(結着方法は指定しないが、カラビナの安全環は締める。)後、手をあげて「結着よし」と合図して第1通過者に続いて煙道に進入する。 (エ) 第3通過者は、最終通過者より約3メートルの位置に第2通過者の要領により結着する。 (オ) 第3通過者及び最終通過者は、第1通過者の身体の一部が煙道出口から出たとき(係員が赤旗と警笛で合図する)煙道に進入する。 (カ) 各通過者は、煙道のコーナー2箇所(片開き)に突き当り防止扉(片開き)を開放させないように通過する。 (キ) 各救助者は、煙道から出たら、誘導ロープの各結着部</p>		<p>エ 胸バンド、腰バンドの止め金をしなかつたとき、又は作業中を外れたとき(1人1箇所につき) -3点 オ 煙道進入時までに、首かけひもを首にかけなかつたとき(1人につき) -3点 カ 面体バンドが締っていないとき(1人1本につき) -3点 キ 吸気管を両手で握り面体の密着度を確認しなかつたとき(1人につき) -3点 ク 保安帽のあご紐が面体内にはさまったとき(審査員が注意する)(1人につき) -5点 ケ 保安帽のあご紐が吸気管の外側であるとき(1人につき) -3点 コ 第1通過者及び最終通過者の誘導ロープ末端での結着が不確実であったとき(注) (注) 結着が不確実とは、 ○ 規定の結着がとられていない ○ もやい結びがかえっていない ○ 半結びがとられていない ○ 半結びの末端が握り拳以上ない (1人につき) -5点 サ 第2通過者及び第3通過者が誘導ロープに命綱のカラビナを結着しなかつたとき(1人につき) -5点 シ 煙道進入時にボンベ、保護棒等を煙道入口に接触させたとき(1人につき) -5点 ス 第1通過者が煙道から出る前に誘導ロープの末端が第3、4通過者から離れ、煙道に引き込まれたとき -5点 セ 第3、4通過者が審査員の合図の前に進入したとき(1人につき) -5点 ソ 突き当り防止扉が開いて身体の一部が煙道からとびだし地面についたとき(1人につき) -5点 タ 誘導ロープのもやい結び及びその他の結びが外れたとき(1人につき) -5点</p>	

【第20回大会実施要領】ほふく救出

別紙8の2 ほふく救出

実 施 内 容	施 設 及 び 用 具	測 定 及 び 採 点 基 準 等	安全管理等
<p>あけて呼称し、煙道に進入するが、進入時ボンベ、保護棒等を入口に接触させてはならない。</p> <p>(注1) 面体の密着度の確認は、面体バンドを締めた後、両手で吸気管を握って行い、救助行動時にずれ等が生じないようにする。</p> <p>(注2) 小綱の携行にあっては通路床面で摩さつすることのない方法とし又事前の工作は認めない。</p> <p>(ウ) 要救助者の位置に至り、要救助者の身体の一部に手をふれてから「発見の信号」を送った後、要救助者の上半身を両手で介添して起こし、小綱でけん引綱（付図14）を作り確保ロープで補助者へ「退出の信号」を送る。（注）退出時ボンベ、保護棒等を入口に接触させてはならない。</p> <p>(注) 信号の伝達要領は、消防救助隊法の基準第6条（意図の伝達及び要領）第5項の定めを準用する。</p> <p>(ウ) 要救助者の頭が床にぶつからないようにけん引綱を手で握って引きさがるものとし、要救助者の身体や衣服をつかんで引きさがるてはならない。（注1、2）（付図14）</p> <p>(注1) 要救助者は運ばれるとき、腹を浮かせたり、膝を曲げたりして協力してはならない。</p> <p>(注2) 救助者の引きさがるときの姿勢は、自由とする。</p> <p>(ウ) 要救助者の身体を完全に通路の外に引き出し、補助者の「よし」の合図で停止し、自己の両足首に結着してある小綱を解く、この場合補助者が協力してもよい。</p> <p>(ウ) 補助者と協力して、要救助者を2人抱きかかえ搬送（付図14）によりゴール半円内に静かに降ろし、救助行動を完了する。（注1、2）</p> <p>(注1) 救助者は、救出後空気呼吸器を着装したままゴールするが、面体は外すものとする。なお、行動中に首かけひもが外れた場合は面体離脱時に直ちにかけなおし、面体保護を行う</p>	<p>4. 持込み資器材等</p> <p>(1) 持込み資器材</p> <p>ア 保安帽</p> <p>イ 小綱（救助者用及びけん引綱）</p> <p>ウ カラビナ</p> <p>(2) 持込み可能資器材</p> <p>ア 空気呼吸器</p> <p>イ 確保（誘導）ロープ</p> <p>一ひる巻きにして端末まで処理しておく</p>	<p>(ウ) 救助者</p> <p>ア ボンベを開弁しないで審査員に注意されたとき - 3点</p> <p>イ 圧力確認の呼称をしなかったとき（圧力〇〇キロ又は圧力よし）及び呼称をそく止弁の開弁前に行なったとき - 3点</p> <p>ウ 本体の着装を、左（右）からまわしながら背負う方法によらなかつたとき - 3点</p> <p>エ 呼吸器の胸バンド及び腰バンドの止め金をしなかつたとき又は、作業中外れたとき（1箇所につき） - 3点</p> <p>オ 「着装よし」と呼称するまでに、首かけひもを首にかけなかつたとき - 3点</p> <p>カ 面体バンドが締っていないとき - 3点（1本につき）</p> <p>キ 吸気管を両手で握り面体の密着度を確認しなかつたとき - 3点</p> <p>ク 保安帽のあご紐が面体内にはさまったとき（審査員が注意する） - 5点</p> <p>ケ 保安帽のあご紐が吸気管の外側であるとき - 3点</p> <p>コ 補助者の「準備よし」の合図前に通路に進入したとき - 3点</p> <p>カ 進入時及び退出時にボンベ、保護棒等を煙道の入口に接触させたとき（1回につき） - 5点</p> <p>シ 事前にけん引綱を作って進入したとき - 3点</p> <p>ス 小綱を通路床面で摩さつして携行したとき - 3点</p> <p>セ 要救助者に触れずに「発見」の信号を送ったとき - 3点</p> <p>ソ 確保ロープを握って補助者に「発見」及び「退出」</p>	

【第20回大会実施要領】引揚救助

別紙9の3 引揚救助

実施内容	施設及び用具	測定及び採点基準等	安全管理等
<p>じないようになる。</p> <p>(注5) 着装した空気呼吸器は、救助を完了し塔上の危険ゾーン外に出るまで離脱してはならない。</p> <p>(注6) 空気呼吸器の装着は、1番員が補助してもよい。</p> <p>ただし、補助範囲は、胸バンド及び腰バンドとする。</p> <p>(イ) 2番員は、確保専用ロープの結着及び自己確保ロープのカラビナが外れるのを確認、1番員が確保専用ロープにより肩確保の姿勢をとり「確保よし」「降下始め」と呼称するのを確認した後、降下姿勢をとり壁面及び下部を確認して壁面上部停止線で一旦停止し、壁面の赤色円(3箇所)内を両足でほぼ同時に着せ、經由して降下し、下部停止線で一旦停止後、安全マット上に着地する。(注1・2)</p> <p>(注1) 上下停止線における一旦停止要領は両足とも同時に完全に停止線内に入っていること。</p> <p>(注2) 赤色円内における着せ要領は、両足が不揃いでもほぼ同時に入っていればよいが、円内からはみだしてはならない。</p> <p>(ウ) 2番員は、着地後懸垂ロープを外し、手をあげて塔上の救助者へ合図した後確保専用ロープを外す。</p> <p>ウ 3番員</p> <p>(ウ) 3番員は、開始の合図で空気呼吸器を着せし(注)、着せ完了後、1番員が2番員の降下完了の合図を確認して「よし」の合図を待って座席結びのカラビナに懸垂ロープを巻き、安全環を締め、「準備よし」と呼称し、手をあげて1番員へ合図する。</p> <p>なお、1番員の「よし」の合図まで懸垂ロープを握ってはならない。</p> <p>(注) 着せ要領は、前記(ウ注1～6)に準ずる。ただし、(注6)の「1番員が補助……」を「4番員が補助……」に読みかえる。</p> <p>(イ) 3番員は、4番員から縛帯を受け取り携行し(注)、確保ロープの結着及び自己確保ロープのカラビナが外れるのを確認した後1番員の「降下始め」の指示で降下姿勢をとり、壁面及び下部を確認後、壁面上部停</p>	<p>オ 座席用</p> <p>カ 検索支持点用</p> <p>キ 救出用動カラビナ用</p> <p>ク 救出ロープ支持用</p> <p>ク 用具(付図15)</p> <p>2. 空気呼吸器</p> <p>(1) 縛帯</p> <p>(2) 確保ロープ40メートル</p> <p>(3) 一ひろ巻で端末まで処理すること</p> <p>(4) 確保ロープ用カラビナ</p> <p>(5) プルージック用小綱4メートル</p> <p>(6) 懸垂ロープ</p> <p>(20メートルロープを二つ折りにして輪の径20センチメートル程度のフェーラー結びを作る。)</p> <p>3. 施設、用具等の状況</p> <p>付図15、16のとおり</p> <p>4. 持込資器材等</p> <p>(1) 持込資器材</p> <p>ア 保安帽</p> <p>イ 小綱(座席用)</p> <p>ウ カラビナ(座席用、動力用)</p> <p>(2) 持込可能資器材</p> <p>ア 救出ロープ</p> <p>イ 縛帯</p> <p>ウ 空気呼吸器</p> <p>エ 確保ロープ</p> <p>一ひろ巻にして端末まで処理し</p>	<p>エ 胸バンド、腰バンドの止め金をしなかつたとき、又は作業中外れたとき(1人1箇所につき) -3点</p> <p>オ 着装後、座席用懸垂ロープを握るまでに首かけひもを肩にかけなかったとき(1人につき) -3点</p> <p>カ 面体バンドが締っていないとき(1人1本につき) -3点</p> <p>キ 吸気管を両手で握り面体の密着度を確認しなかつたとき(1人につき) -3点</p> <p>ク 保安帽のあご紐が面体内にはさまつたとき(審査員が注意する) -5点</p> <p>ケ 保安帽のあご紐が吸気管の外側であったとき(1人につき) -3点</p> <p>コ 「降下始め」と呼称する前に2番員及び3番員が危険ゾーンに足をふみ入れたとき(1人につき) -5点</p> <p>サ 「よし」の呼称及び手をあげた合図の確認前に自己確保ロープのカラビナに手をかけたとき(1人につき) -5点</p> <p>シ 懸垂降下の際3番員が1番員の合図前に懸垂ロープを握ったとき -5点</p> <p>ス 懸垂ロープを1本だけ巻いて降下したとき(1人につき) -5点</p> <p>セ 縛帯を手を持って降下したとき -2点</p> <p>ソ 懸垂ロープを自ら外さなかつたとき(1人につき) -5点</p> <p>タ 縛帯を落したとき -2点</p>	<p>安全管理等</p>

【第21回大会実施要領】空気呼吸器

し以上の長さが残るようにすること。

- (イ) 確保ロープの取付け位置は、ズボン横縫目より後方で腰部に回っている2本のロープに結着すること。

ただし、塔上に事前設定されている自己確保ロープを取付ける場合は、後部の腰に回っている1本のロープでも良い。

- (ウ) カラビナの付け方は、基準第123条第3号の定めによる。  
 (エ) 懸垂ロープの巻き方は、基準第123条第4号の定めによる。

カ 命綱

- (7) 作成要領は、基準第133条第1号の定めによる。

なお、もやい結びの輪は最低の直径が10センチメートルとなるようにすること。また、腰部に回すロープは二巻きとし、半結びは腰部に回した全てのロープに掛け、端末は握りこぶし以上の長さが残るようにすること。

- (イ) ロープブリッジ渡過及び障害突破の種目にあっては、渡過ロープと接触する部分を一体として包むように、事務局が準備する保護布(20センチメートル四方の9号綿帆布)を巻き、両端をビニールテープで固定すること。

キ 空気呼吸器

- (7) 着装要領は、基準第12条第2号、第13条第2号及び第14条第2号の定めによる。

なお、面体密着度の確認は、呼吸器及び吸気管の種別にとらわれず必ず実施するものとする。

ただし、吸気管が導管の場合は、各消防本部で実施している方法で良いものとする。

- (イ) 面体に設けられている締めひもは、本数を問わず全て締めるものとする。

- (ウ) 首掛けひもが保安帽の中に入った場合は、「首に掛けなかった」ものとみなす。

また、面体内に入った場合は審査員が注意し、直させ減点する。

- (エ) 首掛けひもが切れた場合の面体保護は、次のいずれかによるものとする。

a 面体バンドに腕を通す。 b ポンベ上部に掛ける。 c 圧力計に掛ける。

- (オ) 胸バンドの無い型式のものは、背負ハーネスのガイド金具(金具を引くことで胸バンドを施したのと同等の効果があるもの)を引かなかった場合に「胸バンド、腰バンドの止め金具をしなかった」ものとみなす。

ク 確保

- (7) 確保の要領は、基準第135条、第137条第1号(以下「肩確保」という)及び第137条第2号(以下「腰確保」という)の定めによる。

なお、ロープを握る両手又はいずれかの手が逆手になったり、ズボンの後部の中心線を超えてロープをつかんではいならない。

ただし、肩確保の場合のみ一方の手が逆手でも良い。

【第22回大会実施要領】空気呼吸器

ケ 空気呼吸器

(7) 着装要領等

a 着装要領

基準第12条（空気呼吸器の着装準備）第2号、基準第13条（空気呼吸器の本体着装）第2号及び基準第14条（空気呼吸器の面体着装）第2号の定めによる。

なお、そく止弁は、全開とし、面体密着度の確認は、呼吸器及び呼気管の種別にとられず必ず実施するものとする。

ただし、呼気管が導管の場合は各消防本部で実施している方法で良いものとする。

b 面体バンド

本数を問わず、全て締めるものとする。

c 胸バンド等

胸バンド、腰バンドは確実に締めるものとし、背負ハーネスがガイド金具（金具を引くことで胸バンドを施したのと同等の効果があるもの）の場合は金具を引くこと。

d 面体の保護

呼吸器装着中、首かけひもが外れた場合は、面体離脱時、直ちに掛け直す。

なお、首かけひもが切れた場合の面体の保護は、次のいずれかによるものとする。

(a) ~~面体バンドを~~腕に通す。 (b) ポンベ上部又は圧力計に掛ける。

e 手動補給弁

煙道内行動中は、開弁しても良いが、煙道から出れば、（全身が煙道の外に出たとき）直ちに閉めるものとする。

なお、「引揚救助」については、塔上以外は煙道とみなす。

(イ) 減点等

a 「呼吸器着装要領が不適であったとき」

呼吸器装着時、前記a、b、cの方法によらなかったときとする。

b 「行動中、胸バンド等が外れたとき」

c 「面体の保護をしなかったとき」

前記dの方法をとらなかったときとする。

d 「手動補給弁を閉めなかったとき」

煙道通過後、手動補給弁を閉めなかったときとする。

コ 確保

(7) 確保姿勢

基準第135条（操法実施上の留意事項）、基準第137条（確保の要領）第1号（以下「肩確保」という）及び第2号（以下「腰確保」という）の定めによる。

なお、ロープを握る手が逆手になったり、ズボンの後部中心線を越えてロープをつ

【第20回大会】

【疑義】

「じゅんか飛び込み」の姿勢について具体的に明示されたい。

【回答】

入水角度及び空中姿勢は概ね45度～90度以内の身体前傾範囲として「じゅんか飛び込み」とみなす。

【注意】

現在の実施要領には記載されています。

【第22回大会】

【疑義】

人命救助と溺者救助には、ロープの統一事項に定める減点項目がないのでロープを踏み付けても減点されないと解しても良いのか。

【回答】

疑義の2種目については、訓練内容から「ロープの踏み付け」は想定していなかったが、統一事項との整合性を図るため審査基準に追加することとする。

【注意】

現在の実施要領には記載されています。

【第22回大会】

【疑義】

座席不適とは、結索不適と同様に行動中及びゴール時においても審査対象とするのか。要救助者への着装も同様か。

【回答】

要救助者への着装も含めて審査対象とする。ただし、行動中における座席の形のくずれまでは審査対象としないものとする。

【注意】

現在の実施要領には記載されています。

【第22回大会】

【疑義】

座席の場合の自己確保ロープのカラビナの取付け位置の後腰部に回っているロープ(1本でもよい)とは、後腰部の1本であればどこでもよいのか。

【回答】

後腰部に回っている2本のロープまたは、後部の腰に回っている1本のロープに掛けるものとする。

【注意】

現在の実施要領には記載されています。

【第23回大会】

【疑義】

二人抱きかかえ搬送において、救助者（補助者）が要救助者を二人抱きかかえ搬送に移行する作業手順はどこまで可能か。

【回答】

ほふく救出及び引揚救助にあつては、実施要領どおりの作業手順とされたい。  
~~斜めブリッジ救助にあつては指揮者の脱出完了後の「要救助者搬送」の号令があるまでは、要救助者に手を触れてはならない。~~

【注意】

現在の実施要領には記載されています。

【第25回大会】

【疑義】

各登はんの施設及び用具等配置図

A 塔下付帯施設平面図のロープ応用登はん・はしご登はんのスタート地点の、丸円表示の意味はなにか。

また、スタート地点に丸円を設けるのか。

【回答】

スタート地点の隊員位置を円で示したものであり、丸円は設けない。

【注意】

現在の実施要領には記載されています。

【第33回大会】

【疑義】

空気呼吸器 > 着装要領

空気呼吸器の面体の密着度確認について「面体を押さえることにより・・・効果があるものとする。」とあるが、この行動は片手で行ってよいものか。

【回答】

確認は両手で行うものとする。

【注意】

現在の実施要領には記載されています。

## 『第4 要領』に関すること

【質問4 - 1】

引揚救助の降下について、1番員が3番員の自己確保ロープのカラビナを外すタイミングは、4番員の「確保よし」の呼称後であれば、3番員が懸垂ロープをカラビナに巻き付ける以前であっても減点対象とならないか。それとも懸垂ロープを巻き付けた後でなければ、1番員は確保ロープのカラビナを外すことはできないか。

【回答4 - 1】

2番員に準じ、3番員についても懸垂ロープをカラビナに巻き付け手を上げ「準備よし」を呼称後、1番員が自己確保ロープのカラビナを外さなければならぬことで統一します。

【質問4 - 2】

複合検索の実施要領には「直ちにスノーケリングで泳ぐ」という表現が見られますが、これは何メートルと数値化して示さないのですか。

【回答4 - 2】

スノーケリングは要救助者の検索活動ととらえています。つまり、入水や障害物の突破後はできるだけ早く検索姿勢を取るということを目指しています。ここでは「直ちに」という表現で数値を設けていませんが、指導者の方は訓練の趣旨をご理解いただき、潜水によって訓練タイムを縮めることが訓練の主眼ではなく、いち早く要救助者を検索する姿勢を確保することが訓練の主眼であることを隊員に指導してください。

【質問4 - 3】

「首又は肩がらみの姿勢をとった後、懸垂点から身体の巻き付け部を含む全てのロープのゆるみをとった後」とあるが、全てのロープのゆるみをとった後とは、どのような姿勢か。

首がらみの姿勢をとった後、懸垂点と身体の間でできたロープのゆるみを左手で掴んで上部に伸ばして張り、ゆるみをとった場合に「全てのロープのゆるみをとった後」として認められるか。

【回答4 - 3】

「全てのロープのゆるみをとった後」とは、「懸垂点から身体の巻き付け部（股間）までのロープが一直線となるようにゆるみを取り、さらに身体の巻き付けにもゆるみがない状態」とする。

また、後段については、実施要領どおり、危険ゾーン外で首がらみの姿勢を取り全てのゆるみをとった後、危険ゾーン内に進入するのであれば問題ないものとする。

## 過去の疑義と回答（障害突破）

### 【第25回大会】

#### 【疑義】

補助者は係留補助すること以外口頭指示を含め協力をしてはならないとあるが、口頭指示とはどの程度の範囲をいうのか。

#### 【回答】

実施内容に示す行動及び「展張準備よし」の呼称以外協力とみなす。

**【参考】過去の疑義回答の経緯（障害突破）****【第20回大会】****【疑義】**

「登はんよし」の合図を登はん完了前に行ったとき 3点とあるが、この合図は「登はんよし」の呼称と解してよいか、又この減点対象は、第2救助者のみか。

**【回答】**

お見込みのとおり。

**【注意】**

現在の実施要領では記載構成が変わっています。

**【第23回大会】****【疑義】**

第3、第4渡過者の渡過準備はロープに手を掛けても良いか。

**【回答】**

ロープに手を触れてはならない。

**【注意】**

現在の実施要領には記載されています。

**【第24回大会】****【疑義】**

セーラー渡過の場合、飛び込むようにして渡過ロープに乗るため、両足が渡過ロープより下になっても良いか。

**【回答】**

よい。実施要領どおり。

本来ならば、「ロープブリッジ渡過に準じる」でも良いが、団体訓練は基本訓練の応用等の組み合わせであり、そこに訓練の流れ（間）があり、この訓練の流れ（間）もひとつの技術的要素であると解するもので、渡過開始から渡過完了までの間（渡過中）に基本の姿勢に持っていく技術を含むものと解されたい。

**【注意】**

現在の実施要領には記載されています。

**過去の疑義と回答（ロープブリッジ救出）**

**【第25大会】**

**【疑義】**

実施内容 > 実施要領 > 渡過(a)

渡過者の命綱（座席）に他の救助者がカラビナを付けても、渡過者が安全環を締め確認呼称を行えばよいか。

**【回答】**

実施要領どおり。

渡過者自ら自己確保ロープのカラビナを、命綱又は座席に付け安全環を締めること。

他の救助者が協力してはならない。

**【第25回大会】**

**【疑義】**

実施内容 > 実施上の注意事項 > 救出(a)

B塔の救助者は、危険ゾーン内で行動するときは、自己確保ロープを着けるとあるが、スタート前に着けてもよいか。

また、危険ゾーン内に入らなければ装着しなくてもよいか。

**【回答】**

自己確保ロープは、スタート後に着けるものとし、スタート後であれば時期は問わない。

実施要領どおり、危険ゾーン内で行動するときは装着すること。

**【第25回大会】**

**【疑義】**

施設及び用具 > 用具 > 小綱(a)

B塔の自己確保ロープのカラビナをスタート前に危険ゾーン内に置いてもよいか。また、事前配置位置に規制はあるか。

**【回答】**

認めない。自己確保ロープ（カラビナ及びロープ部分を含む。）は、危険ゾーン内に配置（C塔の渡過者用自己確保ロープは、除く。）してはならない。

ただし、C塔の渡過者用自己確保ロープは、搭上単管パイプより足場側にはみ出して配置してはならない。

【第29回大会】

【疑義】

審査表 > 審査基準

救助の行動「11 要救助者を足場上に降ろす前に、運搬網カラビナを渡過口  
ープに付けたとき及び掛けたとき」について

要救助者を足場上に降ろした時点とは、要救助者の両足が足場上についた時  
点と解釈してよろしいか。

【回答】

お見込みのとおり。

**【参考】過去の疑義回答の経緯（ロープブリッジ救出）**

**【第23回大会】**

**【疑義】**

実施内容 > 実施要領 b(c) (注2)

体重を掛けるとは～運搬網を張らせ～とあるが運搬網を張らせるとき要救助者が両手で握った部分より下の運搬網は弛んでもいても良いか。

**【回答】**

お見込みのとおり。

**【注意】**

当時と実施要領の構成が変わっているが、同内容が現在の実施要領には記載されています。

**【第23回大会】**

**【疑義】**

実施内容 > 実施要領 b(c)

「～「運搬網よし」と呼称し、要救助者の自己確保ロープを外す。」とあるが、実施内容 > 実施要領 a(d) (注2) により、要救助者の自己確保ロープの離脱にあっても、救助者は足場上で行わなければならないか。

**【回答】**

搭上、足場上でもどちらでも良い。要救助者は「運搬網よし」の呼称時、すでに足場上にいる。従って、救助者は搭上、足場上どちらで外しても良い。実施内容 > 実施要領 a(d) の(注2)は救助者の救出、脱出時の行動を示したものと解されたい。

**【注意】**

当時と実施要領の構成が変わっているが、同内容が現在の実施要領には記載されています。

## 【第23回大会当時の実施要領】

## (6) ロープブリッジ救出

4人(要救助者を含む)1組で、設定された渡過ロープにより対面する塔上に入らし、要救助者を救出後脱出するまでの行動過程の安全確実性と合わせて所要時間を評価する。

## ア 実施内容

## (7) 事前準備

- a チームの編成は、救助者3人(渡過員2人、救出ロープけん引者1人)、要救助者1人の計4人とする。
- b 救助者は、B塔のスタート地点で待機する。  
なお、救出ロープけん引者は、安全バンドを着用する。
- c 要救助者は、意識があるものと想定し、C塔上の要救助者待機円内で待機する。

## (8) 実施要領と注意

- a 号砲により、救助者は塔上で用意された用具を使い、次の作業をする。  
なお、作業手順は、自由とする。
  - (a) 渡過する救助者は、命綱又は座席を着装後、自己確保ロープを着ける。(注)  
(注) 命綱を着装した場合の自己確保ロープ取着け位置は、腰部に回っている2本のロープとする。(脱出時も同様とする。)
  - (b) 小綱で運搬網をつくる。
  - (c) 要救助者をけん引するための救出ロープを整理し、一端にもやい結び(半結びを掛ける。)の輪を作り、カラビナ1個を付ける。
  - (d) 渡過ロープに命綱(座席)のカラビナを掛け「カラビナよし」と呼称後、自己確保ロープを外し、運搬網、要救助者の座席用小綱及びカラビナを携行し、救出ロープを伸ばしながら、C塔へ渡過する。(注1～4)  
(注1) 足場に降りる際、渡過ロープを手で握らなければならない。  
(注2) 危険ゾーン内のカラビナの離脱は、足場上で行わなければならない。(救出時、脱出時も同様とする。)  
(注3) 2人続けて渡過してもよい。(脱出も同様とする)  
(注4) 運搬網等を口にくわえて搬送してはならない。
  - (e) B塔の救助者は、救出ロープを操作する。
- b 渡過した救助者は、協力して次の作業を行う。
  - (a) 渡過後、自己確保ロープを着け「確保ロープよし」と呼称後、塔上において作業する救助者は、渡過ロープに掛けたカラビナを外す。
  - (b) 塔上の要救助者待機円内において要救助者に座席、運搬網を着装後、自己確保ロープを着ける。(注1、2)  
(注1) 塔上での作業位置は、円外でも良い。  
(注2) 要救助者は、介添えがあれば協力しても良いが、ロープに触れてはならない
  - (c) 要救助者の運搬網を持ち介添えしながら歩かせ、足場上に降ろした(注1)後、運搬網カラビナを渡過ロープに掛け、要救助者を渡過ロープへぶら下げ、体重を掛けさせた(注2)後に「運搬網よし」と呼称し、要救助者の自己確保ロープを外す。  
(注1) 要救助者は、足場に降りる際、両手で渡過ロープを握らなければならない。また、足場に降りた後も同様とする。  
(注2) 体重を掛けるとは、要救助者に運搬網を両手で握らせ、全体重を渡過ロープに掛けることをいう。

**過去の疑義と回答（ほふく救出）**

【第28回大会】

**【疑義】**

実施内容 > 実施要領 > 救助者

(b)要救助者の位置に至り・・・小綱でけん引綱を作り確保ロープで補助者へ「退出信号」を送る。

(c)要救助者の頭が床にぶつからないように、けん引綱を手で握って引き下がる。

上記のことについて、要救助者の背中部分において本結びと本結びに半結びで作成された部分（輪）は手を入れてけん引するために作成するものと解され、結索部もけん引綱の一部と解するがいかがか。

**【回答】**

お見込みのとおり。

**過去の疑義と回答（引揚救助）**

**【第25回大会・引揚救助】**

**【疑義】**

実施内容>実施上の注意事項>救出、搬送

肩確保又は背部からの抱きかかえによる救助者1名の介添えとは、どのような動作が必要か。

**【回答】**

要救助者は意識がない想定であり、立たせた状態を保つには、要救助者の体重を支える動作が必要であり、肩確保は、要救助者の腕を救助者の肩に乗せ手首等を保持するか、又は片方の腕を要救助者の体側部に廻し、身体を支える動作が必要である。

**【第28回大会・引揚救助】**

**【疑義】**

実施内容>実施要領>救出、搬送(a)2番員

「・・・なお、要救助者の身体の一部に手を触れる確認行為及び「発見信号」を送る行為については、2番員及び3番員のどちらが行ってもよいものとする。」と記載されているが、確認行為をするものと発見信号を送るものが別でもよいか。(例えば、3番員が確認して手を触れ、2番員が信号を送ってもよいか。)

**【回答】**

お見込みのとおり。

**【参考】過去の疑義回答の経緯（引揚救助）**

**【第20回大会】**

**【疑義】**

P36 実施内容（注3） 肩ベルト、胸ベルトは確実に座らせた状態で行うことの「確実に座らせた状態」の解釈について

**【回答】**

臀部が安全マット上に接触している状態をいうものとする。

**【注意】**

同様の記述が現在の実施要領中にあります。

**【第21回大会】**

**【疑義】**

事前準備の際、自重で動滑車が落下するのを防止するため、救出口ープで「止め」の工夫をしてもよいか。

**【回答】**

お見込みのとおり。

**【注意】**

同様の記述が現在の実施要領中にあります。

**【第25回大会】**

**【疑義】**

縛帯装着時「肩ベルトを要救助者の手に通したとき」とあるが、肩ベルトに要救助者の肘が入った状態は、これに該当するのか。

**【回答】**

そのとおり。要救助者を安全マットに座らせる前に肩ベルトに腕を通してはならない。

**【注意】**

現在の実施要領には記載されています。

【第26回大会】

【疑義】

実施内容>実施要領>降下準備及び降下>1番員

1番員（指揮者）は、3番員の降下完了合図により、4番員に「確保解け」を指示するが、これ以前に救出口ロープを手送りで塔下へ降ろす作業を行ってよいか。

【回答】

認めない。1番員が救出口ロープを塔下に降ろすのは、4番目に「確保解け」を指示した後とする。

【注意】

現在の実施要領には記載されています。（検索の項）

【第26回大会】

【疑義】

用具の配置要領が改正され、「配置位置は自由（重ね可）」とあるが、具体的な範囲が記されていないので明確にされたい。

【回答】

配置区域内及び用具配置台上での用具の配置位置は自由であるが、置き方については取りやすいように細工してはならない規制があるものと解釈されたい。

なお、用具の形状に合わせた配置がされてればよい。

【注意】

現在の実施要領には記載されています。

**過去の疑義と回答（水上の部）**

**【第23回大会・溺者搬送】**

**【疑義】**

実施内容>事前準備

事前準備で「要救助者はロープを後ろ手で握って～」とあるが、片手、両手のいずれか。

**【回答】**

どちらでも良い。

**【第27回大会・人命救助・水中検索救助】**

**【疑義】**

人命救助>実施内容>実施要領>マネキン救助(a)

水中検索救助>実施内容>実施上の留意事項c

マネキンを引き上げる時、一時的に足を使用することは減点となるか。

**【回答】**

一時的に足を使い引き揚げてもよい。

**【第27回大会・人命救助】**

**【疑義】**

実施内容>実施要領>マネキン救助(c)

救助者がマネキンを引き上げた後、補助者が引く救助ロープを握らなくてもよいか。

**【回答】**

自由とする。

**【第26回大会・溺者救助】**

**【疑義】**

実施内容>実施要領a

補助者が救命浮環に救助ロープを結着する際、救命浮環を足により固定しなくてもよいか。

**【回答】**

固定してもよいが、踏みつけてはならない。

【第27回大会・水中検索救助】

【疑義】

実施内容>実施要領b

「第1泳者はスタート後10メートル以内に頭部を浮上させ、以後・・・」  
とあるが、ヘッドアップで泳ぐのか、頭の上が水面から出ていればいいのか。

【回答】

水面を泳ぐ泳法は、自由であり、頭部も自由である。

【第27回大会・水中検索救助】

【疑義】

実施内容>実施要領c

「第2泳者は潜水で泳ぎ・・・」とあるが、潜水泳法は自由か、また、身体の一部は出てもよいものか。(息継ぎ時を除く。)

【回答】

息継ぎ時以外、身体(一部でも)が、水面に出ていなければ自由とする。

【第28回大会・水中検索救助】

【疑義】

実施内容>実施要領e

「第3泳者は、・・・マネキンを第4泳者に引継ぎ、後は、ゴールまで泳ぐ。」  
とあるが、

- (1)第4泳者の前方で行う監視対象を進行方向の障害物と考えてよいか。
- (2)第3泳者と第4泳者に距離の定めはあるのか。
- (3)監視任務とは、どのような行動をいうのか。

【回答】

(1)お見込みのとおり。(2)特に規制は設けていない。(3)実施要領どおり。

## 【参考】過去の疑義回答の経緯（水上の部）

## 【第21回大会・複合検索】

## 【疑義】

「ひとかき」とは、両手を同時又は、片手で水をかいたときを解釈して良いか。

## 【回答】

お見込みのとおり。

## 【注意】

現在の実施要領には記載されています。

## 【第25回大会・複合検索】

## 【疑義】

入水要領は自由とあり、入水時、頭から飛び込んではならないと規制されているが、競泳用の飛び込みの要領でも手が先行すればよいのか。

また、競泳用の飛び込みの要領で入水した場合、水面に出る（スノーケリングの姿勢）まで若干泳ぐことになるが、第1救命浮環をくぐる前のスノーケリングは何メートル泳げばいいのか。

## 【回答】

3点セットを装着し、水中を検索・救出するものであることから、入水要領を自由としたものである。

前段：フィンから先に入水しない場合は、全て頭から飛び込んだものとみなす。又入水時の腕の形は自由であるが、入水後は直ちに体側部に付けること。

後段：入水後はスノーケリングで泳ぐものであり、入水時にスノーケルが水没したときは、直ちにスノーケルクリアーを行うことである。スノーケルが水没している間に泳いでもよいとしたものではない。又第3浮環をくぐり抜けた後も直ちにスノーケルクリアーを行うこと。

## 【注意】

複合検索の訓練要領変更前の内容であり、現在の実施要領には記載されていません。

【第28回大会・人命救助、水中検索救助（共通）】

【疑義】

マネキンについて、

- 1 満水にして重さ 38kg に満たなかった場合、潜水用資器材のウエイトベルトにウエイトを付け、マネキンの脇の部分に取付け、重さの調整をしてもよいか。
- 2 満水にしても 36kg としかならないマネキンを使用してもよいか。

【回答】

- 1 満水時に 38kg に満たない場合はウエイト等を付け、38kg 以上に調整すること。  
なお、ウエイトを付ける位置はマネキン内部とし、調整方法については自由とする。
- 2 実施要領どおり。

【注意】

現在の実施要領には記載されています。

【第20回大会・溺者救助】

【疑義】

実施内容 > 実施要領 g

「要救助者の後方とは、要救助者の足先より後方をいう」とあるが、救助者のどの部分が足先より後方でなければならないのか。

【回答】

救助者の手が要救助者の足先より後方にあることをいう。

【注意】

現在の実施要領には記載されています。

【第28回大会・水中検索救助】

【疑義】

実施内容 > 実施上の留意事項 d、審査表 > 審査基準 11

審査表では第3泳者が第2泳者からマネキンを受け取る時、マネキンの胴体部分を両手で抱きかかえなかった時は、減点となっているが、実施上の留意事項では記載されていないが、片手で受け取った場合、減点となるのか。

【回答】

減点となる。

【注意】

現在の実施要領には記載されています。

【第28回大会・水中検索救助】

【疑義】

施設及び用具> 図面

図面に搬送交代ゾーンが表示ロープにより明示されているが、この搬送交代ゾーンは、「第3泳者と第4泳者の引継時のマネキンがゾーンに入った時から出るまでを確認するため。」の表示ロープなのか。または、「両泳者が一人でもゾーンから出てはいけない。」という表示ロープなのか明確にされたい。

【回答】

当該表示ロープは、搬送交代ゾーンを示すものである。

なお、引継ぎは、三者（第3泳者、第4泳者及びマネキン）の頭がこの搬送交代ゾーン内にある間に実施すること。

【注意】

現在の実施要領には記載されています。

そ の 他

【質問 5 - 1】

障害突破において、A 塔設定終了後、隊員が搭上から降りる手段として、施設の階段を使用するのか、梯子を使用するのかどちらでしょうか。

【回答 5 - 1】

実施要領には特段の記載はありませんが通常は階段を使ってください。

大会当日か、通常の消防本部における強化訓練中かに限らず、訓練場では不測の事態も考えられます。この件に限らず、指導者の方は隊員に、より安全な手段で行動することを指導してください。

また大会当日は、隊員自身が極度の緊張状態にあること、訓練進行が綿密な時間計画の下に進められていることに鑑み、運営要員の指示に従い、勝手な行動を慎むことも強く指導してください。

なお、開催地によっては特別な施設上の状況が発生する場合がありますが、これについては実施案内によってお知らせされますので、熟読するようにしてください。